

### 3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する

#### 研修及び個別の指導・助言～

#### (2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

##### ○ これまでの取組

##### ① 取組の概要

##### ア 経緯

当委員会では、政治資金監査の適確な実施に必要な指導及び助言に係る取組として、前述のとおり、登録政治資金監査人に対する研修を中心にこれまで行ってきたところである。

その結果、例えば政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が当初平成21年分は91.2%だったのに対し、平成25年分は97.1%、平成26年分は97.7%となっており、95%を超える高い割合で推移しているなど、政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与しているところである。

しかしながら、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきであった収支報告書の誤記が散見されるといった状況もあることから、都道府県選挙管理委員会からその改善の要望を受けている。

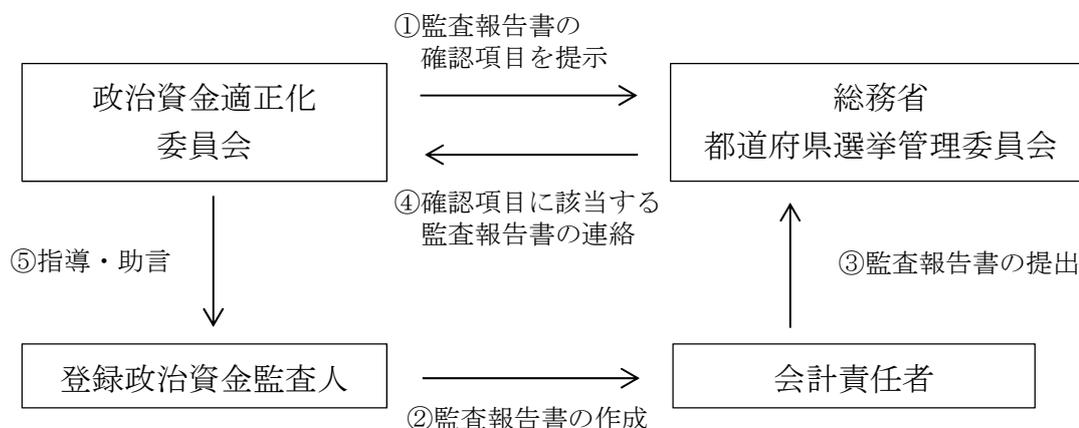
そこで、このような状況を踏まえ、平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

##### イ 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金

監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。取組の詳細は、以下のとおりである。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



<取組の目的>

取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して政治資金監査報告書の記載状況等に関する注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待できる。

<確認項目の策定>

当委員会では、個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるため、「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」及び「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」とで構成される確認項目を策定した。確認項目をこのように策定した理由は、登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はないこと、政治資金監査において収支報告書の検算を求めている以上、表計の合っていないものについては、政治資金監査の実施に疑義を持たれかねないこと等を考慮したためである。

これらの確認項目に該当したとして都道府県選管等から報告があった登録政治資金監査人に対しては、個別に指導・助言を行うこととした。

## <報告を求める範囲>

都道府県選管等において収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

- (ア) 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での収支報告書等の形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告
- (イ) 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告
- (ウ) 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告

を求めることとした。(ア) について、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限ることとしたのは、都道府県選管等からの指摘により補正がなされたのであれば、登録政治資金監査人に対して政治資金監査報告書の記載不備等について注意喚起するという本取組の目的は一定程度果たされていると考えられるためである。

## <個別の指導・助言の対象・手法>

個別の指導・助言の対象とする報告の範囲及び手法については、それぞれ以下のとおりとした。

- (ア) 確認項目に関する報告のうち政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、すべて個別の指導・助言の対象とし、個別の指導・助言は文書により実施。
- (イ) 確認項目に関する報告のうち収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものについても、アと同様。
- (ウ) 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

## ② 個別の指導・助言の実施

### ア 平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下「平成26年分の取組」という。）において、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び誤り等のあった政治資金監査報告書等の件数は、下表のとおりそれぞれ合計17人、19

件（0.6%）であり、その全てが、収支報告書上に金額の不整合があるものであった。

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、当委員会から、文書により、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めており、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起した。

### 【平成26年分の取組における個別の指導・助言の実施件数】

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
(ア) 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
(イ) 収支報告書に係るもの	17人	19件 (0.6%)
計	17人	19件 (0.6%)

注1 上記の実施件数とは、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数等である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出。

$$\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (19件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書（定期分）の件数 (2,969件)}}$$

### イ 平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

当委員会は、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、引き続き政治資金監査の質の向上を図っていくため、本取組を継続して行うことを決定した。

また、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下「平成27年分の取組」という。）から、平成26年分の取組において確認項目以外に関する報告とされていたものう

ち、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合等には、原則として、個別の指導・助言の対象とすることとした。これは、会計帳簿と領収書等との整合性を外形的・定型的に確認するという政治資金監査の基本的性格を踏まえれば、このような不整合等があれば、政治資金監査の信頼性に影響を与えかねないためである。

結果として、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のあった政治資金監査報告書等の件数は、下表のとおりそれぞれ合計17人、20件（0.9%）であった。

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、当委員会から、文書により、平成26年分の取組で行った個別の指導・助言の内容に加え、「今後は収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合がないかどうかを確認すること」等についても注意喚起を行った。

#### 【平成27年分の取組における個別の指導・助言の実施件数】

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	3人 【0人】	5件 【0件】 (0.2%) 【0%】
(イ) 収支報告書に係るもの	15人 【16人】	16件 【18件】 (0.7%) 【0.8%】
計	18人 【16人】	21件 【18件】
純計	17人 【16人】	20件 【18件】 (0.9%) 【0.8%】

注1 上記の実施件数とは、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に、平成28年12月5日までに都道府県選管等よりなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数等である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出している。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある  
 政治資金監査報告書又は収支報告書の件数（20件）【18件】

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分の収支報告書（定期分）の件数のうち、  
 平成28年12月5日までに報告のあった都道府県選管に係るもの（2,183件）【2,365件】

4 【 】内の数値は、前回の平成26年分の取組において平成27年12月4日までに都道府県選管等よりなされた報告に基づく数値である。

## ウ 平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

本取組については、開始してから2年目であり、また、登録政治資金監査人の異動という状況が生じることから、更なる政治資金監査の質の向上を図っていくためにも、平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても継続して実施することを決定した。

## エ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

上記ア及びイで述べた取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、周知を図ったところである。

具体的には、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人及び都道府県選管に対して、これまでに個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供するとともに、関係士業団体を通じて、会員である登録政治資金監査人への周知を図ったほか、当委員会のホームページにおいて、本取組に係る特設ページを開設し、都道府県選管等からの報告事例等の紹介を行ったところである。

また、本取組によって明らかとなった誤り事例等については、平成28年度のフォローアップ研修（実務向上研修）において、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤りの防止を図ったところである。この点については、研修の参加者アンケートにおいて、受講者からも「誤り事例の解説が参考になった」と評価する意見が寄せられている。

## ③ 2か年の個別の指導・助言の取組についての評価

平成26年分の取組と平成27年分の取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数を比較すると、1人、2件増加している。また、平成27年分の取組から、平成26年分の取組において確認項目以外に関する報告とされていたもののうち、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合等には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとし

ており、これを除いた人数及び件数を比較すると、平成27年分の取組は10人、10件となり、6人、8件減少していることとなる。

なお、平成27年分の取組において個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の中には、平成26年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者が2人存在しており、いずれの者も収支報告書上の金額の不整合が2か年分続けて見られた。

以上より、逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、全体からみるとごくわずかではあるものの一定数は存在し、連続して個別の指導・助言の対象となっている者もいることから、引き続き、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行っていくことが、政治資金監査の質の向上のために有意義であると考えられる。

さらに、本取組によって明らかとなった誤り事例等を研修の場等で周知することにより、同様の誤りの防止を期待できること、誤り事例等を研修の内容に盛り込んだことについて受講者から評価する意見が寄せられていること等からも、本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から、有意義なものであると考えられる。

## ○ 今後の方向性

前述のとおり、本取組については、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであると考えられる。

今後、本取組を継続して実施することにより、政治資金監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待され、ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資するものと考えられる。

さらに、本取組が政治資金監査の質を向上させる仕組みとしてあらかじめ組み込まれ、政治資金監査の実効性を担保する作用を果たしていることは、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につながるものと考えられる。

このような本取組の重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図っていくため、当面は本取組を継続して実施することが適当であり、実施に当たっては、都道府県選管等の事務負担にも配慮しつつ、今後、取組の結果等を踏まえながら、必要に応じて、個別の指導・助言の方法について、更なる検討を行うことが適当である。